平成２５年（フ）第１３０号
横浜市旭区上川井町195番地３
破産者　有限会社ウインズ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５３号
横浜市泉区中田南５丁目60番13号
破産者　株式会社三機
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２８号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目97番地寿荘202号
破産者　株式会社チャンス・エクスプレス
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
長野市大字長野大門町530番地
破産者　株式会社滝沢硝子店
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目７番８号
破産者　真鍋美津雄
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４３号
千葉県袖ケ浦市横田190番地
破産者　小倉　正光
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２号
沖縄県石垣市字登野城599番地１
破産者　比嘉　洋子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第２８５５号
愛知県豊明市前後町仙人塚1736番地216
破産者　岩波　正城
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９２号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　17号棟101号室
破産者　ＯＫクリーナースＫＯＮＤＯ、クリーニングコンドーこと　出口　昌孝
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０４号
名古屋市守山区青葉台206番地　建国ビハーラ、開始決定時の住所名古屋市守山区小幡５丁目１番15号
破産者　鬼頭　朋子
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０２号
愛知県津島市白浜町字八升川田10番地１
破産者　佐藤　清富
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０３号
愛知県津島市白浜町字八升川田10番地１
破産者　佐藤　昌美
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３２号
京都市南区吉祥院南落合町40番地　京都十条団地２号棟508号、開始決定時の住所京都市南区唐橋花園町73番地
破産者　鋸屋　明徳
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８４号
神戸市灘区岩屋中町２丁目１番28―210号、従前の住所神戸市灘区大石南町２丁目11番３号
破産者　坂本　里子
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
広島県広島市中区小町８番18―205号、破産手続開始決定時の住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3506番地
破産者　井本　増一
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１５号
函館市的場町２番22号
破産者　佐藤　　公
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡４条10丁目４番９号
破産者　佐々木賢一
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部